



議案第八〇号

三朝町税条例の一部を改正する条例について

三朝町税条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十一年十二月十六日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾三年拾月拾六日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和三十二年三朝町条例第一一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「町民税」を、「町民税（第五十三条の二の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を、第二号に該当する者に対しては分離課税に係る所得割」に改め、同項第三号中「これらの者が前年中において二十四万円をこえる所得を有した場合」を「これらの者の前年中の所得の金額（分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。）が二十四万円をこえる場合」に改める。

第三十四条の四中「第五号の二様式」を「第五号の三様式」に改める。

第三十六条の第四項中「第五号の四様式又は第五号の五様式」を「第五号の五様式又は第五号の六様式」に改め、同条第六項中「第二百二十六条」の下に「第一項」を加え「前年の所得」を「前年の給与所得」に改める。

第三十八条第一項中「第四十四条」の下に「又は第五十三条の五」を加える。

第二章第一節に次の十一条を加える。

(退職所得の課税の特例)

第五十三条の二 退職手当等（所得税法第百九十九条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下同じ。）の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において町内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には当該退職手当等に係る所得割は、第三十三条、第三十四条の三、第三十四条の五及び第三十七条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、次条から第五十三条の十二までに規定するところによつて課する。

(分離課税に係る所得割の課税標準)

第五十三条の三 分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

2. 前項の退職所得の金額は、所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定する。

(分離課税に係る所得割の税率)

第五十三条の四 分離課税に係る所得割の率は、前条第一項の退職所得の金額を次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に依する同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額とする。

十五万円以下の金額	百分の二
十五万円をこえる金額	百分の三
四十万円をこえる金額	百分の四
七十万円をこえる金額	百分の五
百万円をこえる金額	百分の六
百五十万円をこえる金額	百分の七
二百五十万円をこえる金額	百分の八
四百万円をこえる金額	百分の九
六百万円をこえる金額	百分の十
千万円をこえる金額	百分の十一
二千万円をこえる金額	百分の十二
三千万円をこえる金額	百分の十三
五千万円をこえる金額	百分の十四

(分離課税に係る所得割の徴収)

第五十三条の五 分離課税に係る所得割は、特別徴収の方法によつて徴収する。

(特別徴収義務者の指定)

第五十三条の六 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者（他の市町村内において退職手当等の支払をする者を含む。以下同じ。）とする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第五十三条の七 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の十日までに、施行規則第五号の八様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

(特別徴収税額)

第五十三条の八 前条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書（以下本条、次条第二項及び第五十三条の十第一項において、「退職所得申告書」という。）

に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第一項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第五十三条の三及び第五十三条の四の規定を適用して計算した税額

ニ 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合、その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第五十三条の三及び第五十三条の四の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき前条の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

2. 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時まで退職所得申告書を提出していないときは、前条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第五十三条の三及び第五十三条の四の規定を適用して計算した税額とする。

（退職所得申告書）

第五十三条の九 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において町内に住所を有する者は、その支払を受ける時までに、施行規則第五号の九様式による申告書を、その退職手当等の支払をする者を經由して町長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第三百二十八条の十四の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

2. 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者に受理されたときは、その退職所得申告書は、その受理された時に町長に提出されたものとみなす。

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第五十三条の十 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合には、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

2. 前項の過料の額は、情状により町長が定める。

3. 第一項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(分離課税に係る所得割の不足金額等の納入)

第五十三条の十一 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、法第三百二十八条の十
第三百二十八条の十一又は第三百二十八条の十二の場合において不足金額又は過少申
告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の納入の告知を受けたときは、これ
らの金額を当該告知書で指定する期限までに納入書によつて納入しなければならない。

(分離課税に係る所得割の普通徴収)

第五十三条の十二 その年において退職手当等の支払を受けた者が第五十三条の八第二
項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合にお
いて、その者のその年中における退職手当等の金額について第五十三条の三及び第五
十三条の四の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第五十三条の七の
規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額をこえるときは
第五十三条の五の規定にかかわらず、そのこえる金額に相当する税額を直ちに、普通
徴収の方法によつて徴収する。この場合には、第四十条から第四十三条までの規定は
適用しない。

2 前項の場合には、同項の規定によつて徴収すべき税額に第五十三条の七の納期限（

納期限の延長があつたときは、その延長された納期限の翌日から納付の日までの期間に應じ、当該税額百円について一日四銭（督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

附則に次の三項を加える。

17 第五十三條の四の規定の適用については、当分の間、同条中「合計額」とあるのは「合計額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額」とする。

18 第五十三條の八第一項又は第二項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号又は第二項中「その支払う退職手当等の金額について第五十三條の三及び第五十三條の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に應じ、附則第十七項の規定を適用して算定される第五十三條の四の金額の範囲内で定める別表 に掲げる税額」と、同条第一項第二号中「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第五十三條の三及び第五十三條の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額と

の合計額から退職所得控除額を控除した残額に應ずる別表に掲げる税額を求め、その税額」とする。

19 第五十三条の十二第一項の適用については、当分の間、同項中「その年中における退職手当等の金額について第五十三条の三及び第五十三条の四の規定を適用して計算した税額」とあるのは、「その年中における退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に應ずる別表に掲げる税額」とする。

附 則

1. この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。
2. この条例による改正後の灯籠条例の規定中第五十三条の二の規定によつて課する所得割に関する部分は、昭和四十二年一月一日以後に支払われるべき同条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払われるべき当該退職手当等については、なお従前の例による。